



福島医発第 1464 号 (地)

平成 26 年 8 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

赤村乳幼児医療費支給制度の拡大について

今般、赤村乳幼児医療費支給制度について、平成 26 年 10 月 1 日より、0 歳から就学前までの乳幼児医療対象者の自己負担を無料化し、助成内容を拡大する旨、赤村より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、赤村役場住民課健康増進係 (0947-62-3000) までご照会ください。

記

1. 赤村乳幼児医療費支給制度 (平成 26 年 10 月 1 日診療分から改正)

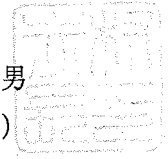
対 象 者	現 行		改 正 後	
	3 歳未満	3 歳から就学前	3 歳未満	3 歳から就学前
本人負担	なし	外来 : 600 円 入院 : 1 日あたり 500 円 (7 日限度)	なし	なし

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

平成26年8月12日

公益社団法人 福岡県医師会 御中

赤村長 春本 武男
(住民課健康増進係)

赤村乳幼児医療費支給制度の拡大について

平素より、赤村乳幼児医療費支給制度の円滑な実施につきまして、格別のご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本村では、平成26年10月1日から乳幼児医療費支給制度を拡大し、より一層の子育て支援を図ることになりました。

今回の改正内容については、下記のとおりとなっていますので、本制度の円滑な実施にご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

また、貴会から各医療機関への通知文書の配布並びにご指導を併せてお願い致します。

記

1 改正日 平成26年10月1日（平成26年10月1日診療分から）

2 改正内容

赤村乳幼児医療費支給制度（傍線部分が改正部分）

	現行		改正後	
対象者	3歳未満	3歳から就学前	3歳未満	3歳から就学前
自己負担	なし	外来：600円 入院：1日あたり 500円 (7日限度)	なし	<u>なし</u>

※今回の改正は0歳から就学前までの乳幼児医療対象者の自己負担を無料化し、助成内容を拡大するもので、対象者の拡大は行いません。

なお、医療証の色は現行と変更ありません。

【問い合わせ先】

赤村役場住民課健康増進係

TEL：0947-62-3000

内 線：222

